

180214 弁護士 川口智也、山田大輔、深井剛志、岸朋弘

## 1 第1陣判決前最後の原告本人尋問

平成30年2月14日に実施された避難者訴訟第28回期日は、原告本人尋問の第15回目でした。第2陣原告の本人尋問としては第2回目となりました。

今回は、山木屋原告団の菅野清一団長も最後に尋問を行いました。また、今回は第1陣原告に対する判決前最後の尋問でしたが、非常に充実した法廷で、判決にも影響を与えられたのではないかと思います。

## 2 第28回尋問の流れと尋問の内容

今回は、原告3名の尋問がそれぞれ行われました。

第28回期日で尋問を受けた3名の原告による証言内容は、次のとおりです。

### (1) Kさん（榎本吾郎弁護士、坂本博之弁護士）

山木屋の乙2区に住んでいたKさんは、川俣高校を卒業した後、家業の農業に従事し、平成元年から花卉栽培を始めました。平成9年には花卉栽培の会社を作り、最大でトルコキキョウを20万本、その他の花も5～10万本を出荷するほどの規模になりました。

Kさんは、山木屋で初めて花卉栽培を始めたメンバーの一人です。会津若松で花卉栽培を見学し、山木屋でも栽培してみたいと考え、親戚や同級生などと共同で、トルコキキョウなどの花卉栽培を始めました。Kさんたちは、山から拾ってきた落ち葉を利用した腐葉土を使用するなどの工夫を重ねました。幸いなことに、山木屋の気候や土壌は、花卉栽培に適していたそうです。Kさんは、営業活動にも取り組み、販路を自身で開拓し、関西方面への出荷を行うとともに、通信販売も行っていました。

Kさんの努力と創意工夫によりKさんの栽培する花は良質だと評判になり、長野の種苗ブリーダーの方から、福島県内でただ一人、貴重なトルコキキョウの栽培を依頼されるまでになりました。

また、Kさんは、平成12年から地域づくりインターン事業に力を入れ始め、学生を自分の家に宿泊させ、山木屋地区の農業などを体験してもらう活動を行うようになりました。インターン事業は、Kさんの子どもたちにとっても貴重な体験でした。Kさんの子どもたちは、宿題を手伝ってもらい、一緒に寝たりするなど、兄弟のようにかわいがってもらいました。Kさんの両親にとっても孫ができたような気持ちでした。

原発事故前はインターンを経験したOB・OGが山木屋を訪れていたそうですが、残念ながら事故後は訪問を断っています。

原発事故後、Kさんは、仕事の都合などにより、結果として家族がばらばらの状態で避難することになってしまいました。原発事故後の7年間で、当時、小学生だった子どもとは年に3、4回しか会えませんでした。避難生活で一番つらかったのは、子どもと一緒に過ごせなかったことだと語りました。

かつて山木屋で営んでいた花卉栽培について、Kさんは、再開は不可能と考えています。従業員を確保できないこと、農地が除染作業により以前と同じ土ではなくなったことなどが理由です。Kさん自身の年齢や再開の初期投資に高額な費用がかかることも理由の一つです。Kさんは、花卉栽培を再開できないことについて、「お先真っ暗」と率直な感想を語りました。その事態をもたらした東電に対しては、「生活のためには電気が必要。自然エネルギーなどを利用した発電をすれば、私たちのような思いをする人は出ない。」という気持ちを述べました。

最後に、Kさんは、家族離れ離れの生活を送ったことについて「この7年間は取り戻せない。家族はもっと接して喜びや悲しみを分かち合うものだが、私のうちではそれができなかった。」と語り、尋問を終えました。

## (2) Sさん（鳥海準弁護士、若生直樹弁護士）

Sさんは、長年、山木屋で薬種商を営んできました。薬種商を通じて、また長年の人間関係を通じて、Sさんは山木屋の住民と何ら気兼ねをすることなく、安心して生活してきました。

Sさんは、医療環境があまりよくない山木屋において、お客さんの病状を聞き、市販薬で対応できそうか、そうではないのかを判断し、場合によっては医者診察を受けるよう勧めていました。

ただ薬を売るということではなく、お客さんの健康を第一に考える姿勢は、山木屋の住民にとっても信頼を集めるものでした。

Sさんのお店をはじめとして、山木屋の商店は、営業時間や取り扱う商品など、山木屋の住民のニーズに合わせた様々な工夫をしていました。こうした地元の商店は、地域の社交場にもなっており、山木屋の住民にとって、なくてはならない存在でした。

Sさんは、山木屋の自然も大好きでした。山菜やキノコを採ったり、山野草を見たりするのが好きで、よく犬と一緒に山に入っていました。

しかし、原発事故が起き、山木屋での生活はできなくなってしまいました。

同居していた姉に小さい孫がいたSさんは、放射能汚染が不安で、山木屋から避難をしました。

事故後の山木屋で商店の営業を再開することは、とても経営が成り立たないため、不可能です。

Sさんは、現在、他の地域で家を建て、生活をしています。

その地域にも自然はありますが、山に勝手に入っていいのか、山菜を取っていいのかもわからず、山木屋で生活していたときと同じように、自然に触れ合うことはできません。

また、Sさんは、その地域のコミュニティとどのように関わりを持たせよいいのか、試行錯誤をしています。人間関係は作りたい、しかし、踏み込みすぎはならない、そういう力加減、気兼ねをしながら出なければ関わりを持つことができません。

Sさんは、新しい家を建てても、山木屋での生活とは全く異なる生活になってしまっています。

Sさんは言います。「今の家はシェルターのようなもので、自分の家、愛着がある家とはかけ離れています。避難生活が終わったというような解放感はありません。

Sさんの希望は、原発事故前と同じような生活を山木屋で送ることです。

しかし、「山木屋という地名はあるけれども、現在の山木屋は私の知っている山木屋ではないし、私の帰りたい山木屋ではありません。帰らないのではなく、帰れないのです。」

東電には、その責任、被害をしっかりと認識させ、その救済をさせなければなりません。

### (3) 菅野清一さん（坂口禎彦弁護士、鈴木堯博弁護士）

菅野さんは、避難者訴訟山木屋原告団の団長です。

山木屋の下田代地区に住んでいた菅野さんは、映像撮影会社を経営していました。立派な機材を多数所有し、福島県内の市町村の紹介ビデオの撮影や結婚式の映像の撮影を行っていました。山木屋の伝統芸能である三匹獅子舞の紹介ビデオを撮影したりもしていました。

菅野さん自身も、三匹獅子舞の演芸活動に参加しており、伊勢神宮に奉納を行った際にも参加していました。このことは、山木屋の歴史に燦然と輝いており、現在も保存会の副会長を務めています。

そのような活動を続ける中で、菅野さんは、川俣町町会議員に立候補することとなりました。立候補を決意した動機は、ちょうど、平成の市町村合併が進んでいた時代、川俣町が周辺の市町村と合併するという話があり、数多くの住民から相談を受けていたのです。映像会社の取材で各市町村の首長とのつながりがあった菅野さんは、川俣町の合併を阻止すべく、町会議員に立候補するこ

ととなりました。公約として、①川俣町を守る、②路線バス廃止反対③中学校統廃合の見直しを掲げました。そして、見事町会議員に当選後は、これらの公約をすべて実現しました。

町会議員選挙の出陣式、必勝祈願はすべて山木屋の自宅で行い、支援者が自宅に集まってきていました。まさに、地域に根差した選挙活動・議員活動であったといえます。

そのような山木屋での生活が福島原発事故で一変しました。まず、事故直後、山木屋地域は、避難指示が出されなかったため、住民は自宅に残り、無用の被ばくを受けました。菅野さんも、議会に残り、議員としての活動を続けました。

3月12日には、山木屋地区を通る国道114号線は、避難する人や車があふれていました。そのような状況を見て、山木屋の住民は、自分たちも避難しなくていいのかと途方に暮れている方が多かったです。3月14日に3号機が爆発した時の住民のパニックは非常に大きく、3月15日の時点には、住民の7割以上の方が避難していた。にもかかわらず、国や県は、避難先や品の費用に関して、何にも説明をすることはなく、住民はふざけるなど怒っていました。

山木屋の区長会が計測した線量の数値によると、高線量の地点が多数あったため、行政区長会は、避難の必要性を訴えましたが、県は、国の指示がないので、何もできないという対応でした。

その後、4月16日に内閣副官房と副大臣らが山木屋に来て住民説明会が行われ、4月22日には計画的避難区域に指定されたが、実際には、住民の避難は進まず、6月下旬くらいまで滞在させられた。

このように、山木屋地区は、無用の被ばくを余儀なくされたのです。

菅野さんも仮設住宅に避難をしましたが、一緒に避難をしたお母さんは、それまでなかった気管支喘息や、不眠症にかかりました。仮設住宅に避難していたストレスが原因と考えられたことから、お母さんの体調を考慮し、福島市内に自宅を購入しました。

そして、菅野さんは、事故後の議員としての活動で、山木屋地区の現状及び復興状況について、詳細に供述しました。20ミリシーベルトにこだわり、避難指示を解除した国に対して、強い非難を行い、森林を除染対象としないことについては、「生活をするなど言っているのと同じ」と憤りを示しました。

山木屋地区の放射性廃棄物の仮置き場は農地を占拠しており、除去しないことには農業は再開しません。しかし、中間貯蔵施設の用地取得が難航しているので、廃棄物の移動は困難で、山木屋は農業を再開できません。また、農地を除染してしまうと、表土をはぎとって、山砂でおおうことになり、やはり農地

として使用することはできない。農地での働き手も戻っていないし、物も売れず山木屋の農業はもはや再生不可能な状況になっています。

山木屋地区に帰還したのは、避難者の22パーセント程度で、若者や子供はほとんど戻っていません。

仮に帰還したとしても、住民がいないので、仕事やインフラが整っておらず、やることがなく、話す相手もいません。全く住民が戻っていないので、周りに多くの人がいた仮設での生活が懐かしいという声さえあるそうです。

事故前の豊かな生活は、事故によって失われてしまいました。菅野さんは、そのことは絶対に、未来永劫許されるべきではないと、声を荒げました。

最後に、山木屋原告団長として、「避難者のそれぞれ被害は異なるが、東電の責任は問われていない。我々はささやかな賠償の請求しかしていない、そのささやかな賠償ですら、裁判をしないといけない状況になっている。速やかに払っていただきたい」と、思いを述べました。

### **3 今後について**

今回は、2018年3月22日（木）午後2時から、第1陣原告に対する判決期日があります。ぜひ、法廷にお越しいただき、本件事故の現場にある福島地方裁判所いわき支部の判断を見守っていただきますようお願いいたします。

原告のみなさんと一緒に、最後まで、訴訟活動を成功させていきたいと考えています。よろしくご協力のほど、お願いいたします。

以 上